

大学院レベル

①研究留学生（一九五四年、二年、大卒以上）

②教員研修留学生（一九八〇年、一年六か月、大卒程度）

学部レベル

③学部留学生（一九五四年、五年、医歯は七年、高卒）

④日本語日本文化研修留学生（一九七九年、一年、大学三年生以上に在学中の者）

⑤短期留学生推進制度留学生（一九九四年、一年、大学在学中）

この他に、⑥高等専門学校留学生（一九八二年、三年六か月、高卒程度）と⑦専修学校留学生（一九八二年、二年六か月、高卒程度）がある。

なお、文部省は、世界における日本語の普及度を勘案して、いざれの種類の留学生も来日時に日本語能力はゼロでよしとする、受入れ制度を採っている。このことは予備教育・基礎教育も日本側が責任を負うという意味で、留学生受入れの施策に格別に大きな困難と特殊性とをもたらしている。

## 二 戦後日本の留学生受入れ政策の始動

日本が第二次世界大戦後のサンフランシスコ講和条約の発効（一九五二年）や、朝鮮戦争を契機とする経済の急激な復興を背景に、国際社会への復帰が求められ、応分の経済協力と学術・文化交流への参加が要請されるようになる。諸外国、特に東南アジア諸国に対する教育・技術援助の一環として、留学生受入れの必要性が政界、財界、教育

界から共に呼ばれ始めた。

こうした動きを背景に、日本ユネスコ国内委員会は一九五三（昭和二十八）年二月、「外国人留学生受入れ体制強化について」を文部大臣に建議し、各官庁の連絡・協力体制の強化、奨学金の支給、日本語等の予備教育の機構の整備、宿舎の確保、留学情報の組織的提供等の必要を提言した。同委員会は、引き続き同年七月に、「外国人留学生に対する奨学資金の提供について」を建議し、留学生の受入れ体制の強化は「来年度迄の遷延を許さないものと認められるので、ここに重ねて建議する」と述べた。

文部省はこれらの建議を実行に移すために、一九五三年九月、調査局長名で各国公私立大学長・短期大学長宛てに「留学生受入れについて」という照会を出し、各大学の意向を調査した。東外大はなぜか回答が遅れ、文部省からの督促を受けて、十月二十九日付で受入れ承諾の回答をしている。

文部省はこれらの建議や大学の事情を勘案し、一九五四（昭和二十九）年三月三十一日付け文部大臣裁定（翌四月一日外務大臣承認）で、「国費外国人留学生制度実施要項」を発表した。その要項は第一から第一〇の一〇項で構成されているが、その「第一（定義）」では留学生を次のように定義している（原文横書き）。

この要項で「国費外国人留学生」とは、第六に定めるところによる日本の国費により、日本の大学、又は大学附属研究所等において、この要項の定めるところに従つて、学習、研究を行う外国人を言う。

国費外国人留学生は、大学に入學し、当該大学の学部に在学するもの及び大学入學に先立ち大学等において一年の日本語教育を受けるもの（以下学部留学生という。）と、大学学部、大学院、又は附属研究所等において一年専門の分野について研究を行うもの（以下「研究留学生」という。）とする。

この要項は、その後、入管法の改正などとの関連を含めて、ほぼ毎年のように改正され、付隨する数多くの取扱い

要項も次第に整備されて今日に及んでいるが、基本的な性格や枠組みは変わっていない。「学部留学生」と「研究留学生」という区別・呼称もここから始まっている。

「第六に定める」とは給与規定の条文のこと、「日本政府の予算の範囲内において宿舎費、食費、図書費、交通費を含む給与を、留学期間に応じて支給する」というだけで、この発足時の初期規程には、額については別に定めるという言及はない。ただし、同年の募集案内に添付されたと思われる文部省調査局国際文化課の「在外公館長宛ての訓令の内容（案）」によれば、奖学金は両者とも月額二万円となつていて（「国費外国人留学生制度実施に関する在外公館長宛て訓令の内容（案）」）。

### 三 「留学生別科」の時代 一九五四年九月—一九六〇年三月

#### 1 留学生受入れ準備

前記のような経過のなかで、文部省調査局は東京外大に対し、一九五四（昭和二十九）年六月二十二日付けで、「国費外国人留学生制度により東南アジア諸国から来朝する留学生の受け入れについて」という依頼状を送り、東京外大では今年度六か国一名の学生に対して「昭和三十年三月まで日本語教育を行つてもらいたい」旨の依頼がなされた。ただし、文部省と東外大との間では前年度から折衝があつたと考えられ、この依頼状より早く受け入れ準備を始めしており、一九五四（昭和二十九）年春ごろと推定される「東京外国语大学附属予備部規程案」や、それに基づく「附属予備部教育指導要項案」という草稿が残っている。